

函館市社会福祉法人の設立および運営に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、関係法令等に規定するもののほか、社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立および運営について必要な事項を定めるものとする。

第2 法人の設立に係る事務手続

1 施設整備を伴う法人の設立

(1) 社会福祉法人設立準備委員会の設置について

ア 法人を設立しようとするときは、設立者の全員が設立準備委員となり、社会福祉法人設立準備委員会（以下「設立準備委員会」という。）を発足させ、法人認可に係る事務を執り進めること。

イ 設立準備委員会の代表者（以下「設立代表者」という。）は、設立準備委員の互選により選任すること。また、設立準備委員の中には、法人設立当初の役員予定者全員が含まれていること。

ウ 設立準備委員会の運営、資金管理等については、特定者のみによって行うことなく、設立準備委員全員によりの確に行うよう配慮し、議事録等を整備すること。

エ 設立準備委員会においては、金融機関に設立準備委員会代表者名義の預金口座を設け、法人設立認可までの間における資金の受払いは、すべてこの預金口座を通して行うこと。

オ 設立代表者は、法人を設立しようとする年度の前々年度の1月末日までに「社会福祉法人設立準備委員会調書」（様式1）および「役員予定者調書」（様式2）に次の書類を添付し、市長に提出すること。

(ア) 設立者および役員予定者の履歴書、身分証明書および印鑑登録証明書

(イ) 設立当初に寄附金が予定されている者の贈与契約書（別添1）、印鑑登録証明書、預金残高証明書、所得証明書および資産申立書（別添2）

(ウ) 設立当初に不動産の寄附が予定されている者の贈与契約書（別添3）、印鑑登録証明書、資産申立書（別添2）および所有権移転登記確約書（別添4）ならびに当該不動産の登記事項証明書

(エ) 借入金の償還金に対する寄附が予定されている者の償還金贈与契約書（別添5）、印鑑登録証明書、所得証明書、納税証明書および資産申立書（別添2）

(2) 法人設立計画の協議について

ア 設立代表者は、法人を設立しようとする年度の前年度の6月末日までに、「社会福祉法人設立計画書」（様式3）、「役員予定者調書」（様式2）および「福祉医療機構等借入金に対する償還計画調書」（様式4）に（1）オの（ア）から（エ）までの書類を添付し、市長に提出すること。

イ 設立代表者は、社会福祉法人設立計画書の提出後に、その内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告すること。

(3) 法人設立認可申請書等の提出について

ア 事業の実施が具体化し、法人の設立認可申請をするときは、設立認可申請書および所定の添付書類を市長に提出すること。なお、申請に当たっては次の事項に留意すること。

（ア）法人の設立および社会福祉施設の整備等に際して、寄附金を予定している場合は、原則として連帯保証人をたてること。ただし、寄附金額が100万円以下の場合や当該寄附金が認可申請時において既に履行されているときなどは、この限りでない。

このため、書面による贈与契約については、寄附予定者のみならず連帯保証人の印鑑登録証明書等を添付すること。

また、寄附予定者のほか、連帯保証人の所得能力、営業成績、資産状況等についても、所得証明書、納税証明書、預金残高証明書、資産証明書、資産申立書等により明らかにすること。この場合の預金残高証明書については、寄附予定者全員の現在高を証明する基準年月日が同一であること。

（イ）法人の設立および社会福祉施設の整備等に際して、不動産の寄附が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結されていること。

なお、当該不動産については、所有権が寄附予定者に帰属しており、抵当権、地上権等が設定されていないこと。

（ウ）寄附予定者および連帯保証人の間で、互いに保証し合うことは、認められないこと。

（エ）法人は、常に財政基盤全般について点検を行うとともに、社会福祉施設の整備等に当たっては、確実な資金計画、償還計画の下に実施すること。したがって、贈与契約が履行されていないものについては、当該贈与契約者および連帯保証人に対して、その履行を強く要請し、贈与契約の実行に努めること。

- (オ) 法人の定款については、租税特別措置法第40条の規定に基づく国税庁長官による贈与者の免税の承認が円滑になされるよう、社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け社会・援護局長等連名通知）別紙2の社会福祉法人定款準則に準拠すること。
- (カ) 法人および社会福祉施設の名称については、道内における既存の法人および施設と同一または類似の名称とならないように留意すること。
- (キ) 法人は、管理規程、就業規則、給与規程、経理規程、防火管理規程、その他必要と認められる規程等を整備する必要があること。
- イ 設立代表者は、設立認可申請書を提出した後、市長の指示により、設立準備委員会の預金通帳の写し、契約書の写し、領収書の写し等資金の管理状況が明らかとなるものを市長に提出すること。
- ウ 前記の管理状況の点検に当たっては、特に次の事項に注意すること。
 - (ア) 預金の出入りについては、入金先および支払先が明確になっていること。（預金通帳に記載されている各金額について、入金先および支払先が明記されていることまたは当該預金通帳に対応した収支内訳説明書が添付されていること。）
 - (イ) 支払い済みのものはすべて領収書が整備されており、額の大きいもの（おおむね10万円以上）については、契約書、請書等も整備されていること。
 - (ウ) 直接工事費等事業費以外に支出されたものについては、その用途が適正であること。
- エ 設立準備委員会において自己資金等資金の管理が適正に行われていない場合は、法人認可を行わないことがあるので、事務の取扱いに配慮すること。

2 施設整備を伴わない法人の設立

施設整備を伴わない法人の設立の場合は、次の事項以外は、1の手続と同様であること。

- (1) 1(1)オの手続は、不要であること。
- (2) 1(2)アの計画書等の提出は、設立認可申請書を提出する3箇月前までに提出すること。
- (3) 1(3)アの設立認可申請書および所定の添付書類の提出は、法人としての事業開始予定の3箇月前までにすること。

3 法人設立認可後に必要な手続

法人設立認可後に必要な手続は、別紙「社会福祉法人設立認可後の手続」のとおりであり、関係書類を市長に提出すること。

なお、これらの事項について適正に処理されない場合は、実施事業の認可を行わないこともあるので、事務の取扱いに配慮すること。

第3 法人の運営において留意すべき事項

1 法人の資産

(1) 市長の承認を受けずに、基本財産の処分または担保提供を行うことはできないこと。

承認を受けようとするときは、基本財産の処分にあつては様式5の申請書により、担保提供にあつては様式6の申請書により市長に申請すること。

(2) 基本財産に根抵当権を設定することは、認められないこと。

2 法人の組織運営

(1) 役員

ア 法人の役員は、人格、識見にすぐれ、社会福祉事業について、理解と熱意をもつ者であること。

イ 次のような者で、実際に法人運営に参画できないと認められる者を役員として選任することは、適当でないこと。

(ア) 健康状態の著しく悪い者

(イ) 兼職の多い者

(ウ) 法人の事務所あるいは経営する施設から遠隔の地に在住する者等

(2) 理事および理事会

ア 法人運営の基本事項は、すべて理事会において十分審議し、決定されるものであり、かつ、理事は積極的に運営に参画すべきものであるので、理事会の運営が形式的に流れることなく、必要な都度、適正に開催すること。

イ 理事長または代表権を有する理事が交代したときは、様式7の届書により、1箇月以内に市長に届け出ること。

(3) 監事

監事は、少なくとも四半期に1回財務および理事の業務執行状況等について監査を実施するよう努めること。

(4) 評議員会

評議員会を委任状出席で行うことは、適当でないこと。

(5) その他

ア 理事長，常勤の理事，施設長および事務長等法人および施設を管理，運営する上で重要な地位にある者（管理者等）の選任に当たっては，同族経営の弊害に陥らないように，相互に3親等以内の親族関係にある者を選任することは，努めて避けること。

イ 施設長が他の施設の長を兼任することは，原則として認められないこと。

3 法人の認可申請等の手続

(1) 法人の認可申請等に関する申請書等の様式は，函館市社会福祉法施行細則（平成17年函館市規則第73号）に規定する様式によること。

(2) 申請書の提出部数については，正本1部および副本1部とすること。

(3) 届出書および報告書の提出部数については，正本1部とすること。

第4 補則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成17年10月1日から施行する。

社会福祉法人設立準備委員会調書

名称	社会福祉法人 設立準備委員会			設立準備委員会委員構成 (区分：設立後の役職)								
所在地	(〒)	設立予定年度	年度	区分	氏名	職業	贈与予定額	区分	氏名	職業	贈与予定額	
							千円				千円	
設置しようとする施設種別	(定員名)	補助金の種類	国庫 日自振 日動振 船舶									
設置しようとする施設の必要性												
設立準備委員会ができるまでの経緯				敷地	面積	m ²		土地利用の規制の有無およびその内容				
					敷地	取得方法						
					抵当権等の設定の有無							
設立準備委員会代表者	氏名			概要	総事業費 (概算)		資金計画 (概要)					
	住所				補助金		自己資金(贈与金)	借入金	合計			
	電話番号				千円		千円	千円	千円	千円		
設立準備委員会預金口座	金融機関名			委員会開催状況	開催回数	開催年月日	出席者数 (人)	打合せ内容		議事録の有無		
	口座名義				1					有・無		
	口座番号				2					有・無		
設立準備委員会事務担当者	氏名			3					有・無			
	連絡先	自宅	(〒)	4					有・無			
		勤務先	電話番号	(〒)	5					有・無		
役員等定数	理事			上記のとおり社会福祉法人設立準備委員会を発足させたので、関係書類を添えて提出します。 年 月 日 函館市長 様 社会福祉法人 設立準備委員会 代表者氏名 印								
	監事											
	評議員											

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

役員予定者調書

区分	氏名	生年月日等	住所	職業	市町村議会議員であることの有無	社会福祉関係従事歴	役員中親族その他特殊な関係にある者の状況	贈与(寄附)額(千円)	
								建設資金	償還財源予定額
理事長		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事		・ ・ (歳)							
理事 (施設長)		・ ・ (歳)							
監事		・ ・ (歳)							
監事		・ ・ (歳)							
合計			役員	人		理事	人		
				[監事]		人		社会福祉事業 の知識関係者	人
								親族その他 特殊な関係 にある者	人
設立事務 担当者		・ ・ (歳)							

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 欄が不足する場合は、別紙とすること。
 3 「職業」欄は、具体的に記載すること。
 4 「社会福祉関係従事歴」欄は、社会的活動も併せて記載すること。

社会福祉法人設立計画書

名称	社会福祉法人					設立予定年度	年度
法人事務所所在地	(〒)						
設置しようとする施設種別	施設の名称		定員		名		
施設所在地							
設立準備委員会ができるまでの経緯							
設立代表者	氏名		職業		電話 (自宅)		
	住所	(〒)			電話番号 (勤務先)		
役員定数	理事	人,	監事	人,	評議員	人	(内訳別添のとおり)
設立事務担当者	氏名		職業		電話 (自宅)		
	住所	(〒)			電話番号 (勤務先)		
設立当初の資産	区分		金額(評価額)	備考			
	基本財産	土地	㎡		(地目)		
	運用財産	現金	施設整備資金				
			運転資金		(年間事業費の12分の1以上) 千円×1/12= 千円		
		金	運営資金				
合計							
贈与(寄附)金額	贈与(寄附)者氏名	施設建設資金(千円)	運転資金(千円)	借入金償還金(千円)		合計(千円)	
	合計	人					
施設の概要	敷地の状況	自己所有の場合の取得方法					
		借地の場合	所有者名		法人との関係		
			地目		面積 ㎡	地上権設定	有期無期
	土地利用規制の状況および解除等の見込						
	規模構造	造 階建 延べ ㎡					
	整備費支出内訳	区分	金額(千円)	備考			
		敷地造成工事費					
		建築主体工事費					
		暖房設備費					
		浄化槽設備費		単独浄化槽・合併浄化槽			
設計監理委託費							
設備費			初度設備 その他				
合計							
整備費収入内訳	国・道補助金						
	民間補助金		団体名 ()				
	市補助金						
	借入	借機構	(内訳別添のとおり)				
	寄附金						
	自己資金						
	合計						
社会福祉法人 の設立計画については、上記ならびに別添「役員予定者調書」および「借入金に対する償還計画調書」のとおりです。 年 月 日 函館市長 様 社会福祉法人 設立代表者 印							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

福祉医療機構等借入金に対する償還計画調書(その2)

償還金寄附者の状況								左寄附者の保証人の状況						備考				
氏名	年齢 (歳)	法人との 関係	職業	正味資産額 (千円)	年間所得額 (千円)	寄附額 (千円)	最多年次 寄附額 (千円)	氏名	年齢 (歳)	法人または 寄附者との 関係	職業	正味資産額 (千円)	年間所得額 (千円)					
合 計								—										
後援会 寄附 の場合	後援会の名称			過	区	分	年度	年度	左 の 不 足 額 の 寄 附 者	氏	名	年齢 (歳)	当該法人 の役職名	職	業	正味資産額 (千円)	年間所得額 (千円)	
				去	入		()	()										
	代表者氏名			年	支	出												
	会員数および1人当 たり会費額 @ 円/年・月 (入所者の父母等) (人)			間 の 決 算 額	〔うち建設資金 等借入金償還 金寄附〕													

- 注 1 「整備区分」欄は、国庫補助金または交付金の交付要綱に従った区分によること。
- 2 「施設の状況」欄のうち、構造については、耐火造、簡易耐火造、木造で区分し、記載すること。
- 3 「機構基準額」欄のうち、建築工事費、解体撤去費、仮施設整備工事費および設備備品整備費は、基準単価に利用人数等乗じて得た額となり、特殊附帯設備工事費は、1施設当たりの基準単価となり、敷地造成工事費は、実際敷地造成単価に建築確認で認められる貸付対象建物の延床面積の3倍以内の面積を乗じて得た額となり、設計監理費は、建築工事費、特殊附帯設備工事費および仮施設整備工事費の5%となる。
- 4 「資金計画」欄のうち、借入金は、機構基準額の計から、国庫補助金、道費補助金、市補助金または民間補助金を差し引いた額の75%（養護老人ホームなど一部の施設については80%）以内の額であること。民間補助金については、()内に日自振等補助団体の名称を略記すること。
- 5 「担保物件」欄の評価額の70%の額から抵当権設定額の残債額を差し引いた額の合計額が、借入金以上であること。
- 6 「保証人」は、原則として、理事長を含め2人以上とし、当該保証人の正味資産額の合計額が借入金以上であること。
- 7 「償還金寄附者」の年齢は、原則として、完済時80歳未満であること。
- 8 設立法人の場合の償還金寄附者は、贈与契約書(別添5)を添付すること。
- 9 後援会が寄附を行う場合は、「償還金寄附者の状況」の「氏名」欄に「後援会」と記載し、「後援会寄附の場合」欄、「左の不足額の寄附者」欄等に必要事項を記載すること。
- 10 欄が不足する場合は、適宜、別紙を作成し、記載すること。
- 11 償還計画表を添付すること。

(別添1)

贈与契約書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) と〇〇〇〇 (以下「丙」という。) とは、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇財産 (〇〇資金) として、〇〇万円を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、またはできなくなったときは、丙がその贈与を代替して行う。

第4条 社会福祉法人〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第5条 この契約に定めがない事項については、甲、乙および丙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙および丙署名押印の上、各1通を所持する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 社会福祉法人〇〇会設立代表者 印

丙 住所
氏名 印

(参考)

第1条の例

① …, 同法人の基本財産として, …

② …, 同法人の運用財産 (施設建設資金) として, …

③ …, 同法人の運用財産 (設備建設資金) として, …

④ …, 同法人の運用財産 (運営資金) として, …

⑤ …, 同法人の運用財産 (運転資金) として, …

⑥ …, 同法人の基本財産として金〇〇万円を, また, 運用財産 (施設建設資金) として金〇〇万円を…

(別添2)

資 産 申 立 書

社会福祉法人 の $\left[\begin{array}{l} \text{基本財産として} \\ \text{運用財産として} \\ \text{借入金償還金として} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} \text{現金} \\ \text{土地} \\ \text{総額} \end{array} \right. \left. \begin{array}{l} \text{円} \\ \text{m}^2 \\ \text{円} \end{array} \right]$ を寄附する私の資産は、下記のとおりであることを申し立てます。

住所
氏名

印

1 固定資産

(単位：面積 m²，固定資産評価額 千円)

土地所在地	面積	固定資産評価額	建物所在地	面積	固定資産評価額

2 負債

(単位：千円)

区 分	負 債 額

注 1 登記事項証明書を添付すること。

2 固定資産評価額は、市町村課税台帳によること。

注 「区分」欄は、具体的に記載すること。

3 年間所得額 (前年所得額)

(単位：円)

所得の種類	所 得 額	備 考
		総収入額 円

注 所得証明書を添付すること。

4 預金等 (年 月 日現在) (単位：円)

預金等の種類	預 入 先	預金等の額

注 残高証明書 (または証書等の写し) を添付すること。

5 その他の資産

--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

1
1
0
1
1

(別添3) ※ 不動産贈与契約書

贈 与 契 約 書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人が建設する〇〇〇〇施設の敷地として、甲が所有する〇〇市〇〇町〇〇番所在の土地〇筆 (〇〇〇〇平方メートル) を同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めがない事項については、甲および乙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲および乙署名押印の上、各1通を所持する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 社会福祉法人〇〇会設立代表者
印

(別添4) ※ 所有権移転登記確約書

所有権移転登記確約書 (例)

社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、下記の財産について、貴法人に対し所有権移転登記を行うことを確約します。

記

〇〇市〇〇町〇〇番所在の土地〇筆 (〇〇〇〇平方メートル)

年 月 日

社会福祉法人〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇 様

住所
氏名

印

贈 与 契 約 書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と社会福祉法人〇〇会設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) と〇〇〇〇 (以下「丙」という。) とは、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇〇〇からの償還財源として、総計金〇〇万円を別記のとおり同法人に贈与することを約し、乙は、これを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を、毎年〇月末までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、またはできなくなったときは、丙がその贈与を代替し、または残余の贈与を承継して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の代替または承継を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めがない事項については、甲、乙および丙は、誠意をもって協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙および丙署名押印の上、各1通を所持する。

年 月 日

甲 住所
氏名 印

乙 住所
氏名 社会福祉法人〇〇会設立代表者 印

丙 住所
氏名 印

(別記)

	贈 与 額
年	円
計	円

社会福祉法人設立認可後の手続

手続事項	手続の相手方	手続の期限	説 明	提出書類	関係法令等	備 考
1 社会福祉法人 設立登記	法人の事務所所在地を 管轄する法務局もしくは 地方法務局またはその支 局もしくは出張所	設立認可書受理 後2週間以内	(1) 社会福祉法人は、登記により成立する。 (2) 定款の附則で定める役員が、法人の設立当初の役員 となる。 (3) 代表権を有する理事(理事長)のみが登記される。		・社会福祉法第 28条、第34条 ・組合等登記令 第2条	
2 役員を選任等	(法人の内部手続)	法人設立後遅滞 なく	(1) 定款の附則に定めるところにより、定款の定めに従 って、理事会(および評議員会)を開催し、役員(理事 および監事)ならびに代表権を有する理事(理事長)を 選任すること。 (2) 役員任期は、定款附則において特別の規定がない 限り、この選任の時から2年間となること。 (3) 各理事および監事は、就任承諾書および履歴書を提 出し、その後、理事長から各理事に委嘱状を交付する こと。		・定款	・本理事会におい て、手続事項の3 以下を行うのに必 要な議決を併せて 行えば、この後の 手続がスムーズに 行える。
3 代表権を有す る理事(理事長) の登記	法人の事務所所在地を 管轄する法務局もしくは 地方法務局またはその支 局もしくは出張所	選任後2週間以 内	代表権を有する理事(理事長)は、改めて登記しなけれ ばならない。 ・再任の場合は、重任登記 ・新任の場合は、就任登記		・組合等登記令 第3条	
4 役員選任報告 書の提出	市長	役員選任後遅滞 なく	2において選任された役員について報告すること。	別紙1参照	・本要綱	・4および5の提 出については、原 則として、同時に 提出すること。
5 財産の移転お よび財産移転報 告書の提出	市長	財産の移転につ いては、法人設立 後遅滞なく 財産移転報告 は、財産の移転終 了後1箇月以内	設立認可申請書に添付した財産目録記載の財産は、法 人認可後法人の所有となるものであるから、速やかに現 金、不動産等の贈与を受けるなど財産の移転を行うこ と。 (認可前に設立準備委員会で寄附金の寄託を受けている 場合は、これを法人の財産に移転することとなり、領収 書は法人から各寄附者に発行することとなる。)	別紙2参照	・社会福祉法施 行規則第2条 第4項 ・函館市社会福 祉法施行細則 第3条	・4の報告書に添 付する法人登記事 項証明書は、重任 (就任)登記後のも の。
6 不動産の登記 (不動産使用証 明願提出)	市長	法人設立後遅滞 なく	(1) 建物、土地について、所有権保存(または移転)登記 を行うこと。 (2) 設立認可申請の際、土地を貸与される予定であつた ものについては、地上権等権利の設定登記を行うこ と。 (3) (1)および(2)の登記に当たっては、市長の証明によ り、登録免許税が免除されるので、証明の申請(不動 産使用証明願)を行うこと。	別紙3参照	・登録免許税法 第4条第2項 ・平成9年5月 2日社援企第 83号「社会福 祉事業の用に 供する不動産 の登記に関す る証明につい て」	
7 定款変更届	市長	建物の登記後遅 滞なく(1箇月以 内)	建物(施設)を基本財産に編入するため、基本財産の増 加に係る定款変更届を行うこと。 (当該建物についても、不動産使用証明を受けることが できる。)	別紙4参照	・社会福祉法第 43条第3項 ・函館市社会福 祉法施行細則 第5条	

(別紙1)

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

印

法人成立に伴う役員選任報告について

社会福祉法人の成立に伴う役員の選任が終了したので、次の関係書類を添付して報告します。

記

添付書類

- 1 法人の登記事項証明書
- 2 議事録
- 3 役員調書 (別添)
- 4 就任承諾書 (全員)
- 5 履歴書 (新たに役員になった者のみ)
- 6 身分証明書 (新たに役員になった者のみ)
- 7 印鑑登録証明書 (新たに役員になった者のみ)

(注意)

- 1 法人の登記事項証明書は、代表権を有する理事 (前理事長) が再任された場合には、重任登記となり、別な理事が代表権を有する理事 (理事長) に選任された場合には、就任登記となること。
- 2 定款上、役員の選任に関して、評議員会の議決または同意を必要としている場合は、評議員会の議事録も添付すること。

(別紙1の別添)

役 員 調 書

区 分	氏 名	生年月日等	住 所	職 業	市町村議会議員であることの有無	社会福祉関係従事歴	役員中親族その他特殊な関係にある者の状況	贈与(寄附)額(千円)	
								建設資金	償還財源予定額
理事長		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事		. . (歳)							
理 事 (施設長)		. . (歳)							
監 事		. . (歳)							
監 事		. . (歳)							
合 計			役 員 人	[理事 監事]	人 人	社会福祉事業 の知識関係者	人	親族その他 特殊な関係 にある者	人
設立事務 担当者		. . (歳)							

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2 欄が不足する場合は、別紙とすること。
 3 「職業」欄は、具体的に記載すること。
 4 「社会福祉関係従事歴」欄は、社会的活動も併せて記載すること。

(別紙2) ※函館市社会福祉法施行細則別記第2号様式

別記第2号様式(第3条関係)

社会福祉法人財産移転終了報告書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
報告者 名 称
代表者の氏名 印

次のとおり社会福祉法人の設立に伴う財産の移転を終了したので、社会福祉法施行規則第2条第4項の規定により報告します。

法人設立の認可年月日	年 月 日		
法人設立の登記年月日	年 月 日		
法人所有財産	財産の区分	移転終了年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

添付書類

- 1 財産目録
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 寄附金領収書の写し
- 4 預金通帳の写し
- 5 預金残高証明書
- 6 設立時に土地を寄附された場合または土地に地上権等の権利を設定した場合にあっては、土地の登記事項証明書

(注意)

- 1 財産目録は、設立認可申請書に添付した財産目録と同じものであること。
なお、財産目録の日付は、法人設立の月日となること。(ただし、財産に異動があり、設立認可申請書に添付した財産目録記載の財産と実際の財産とが相違する場合は、その内容と理由を明確にした書類を添付すること。)
- 2 寄附金領収書は、次の様式を用いることが望ましいこと。(寄附者が寄附金控除または損金算入を認められる。)
なお、領収月日は、法人の設立登記月日以降となること。
また、設立準備委員会に法人認可以前に寄附金を寄託をしたものについては、法人設立後、法人から各寄附者に領収書を発行することになるので、各人への領収書を添付すること。
- 3 預金通帳の写しには、寄附者から寄附金入金の状況、業者への支払い状況等がわかるよう収支内訳明細書を添付するか、通帳の写しに直接説明を付すること。
また、主な支払に係る領収書を添付すること。

- 4 預金残高証明書は、この報告書の直近時のものとする事。
なお、証明書が2通以上になる場合は、証明月日が同一である事。
- 5 土地の登記事項証明書は、所有権移転登記後のものである事。
なお、貸与の場合は、地上権等権利の設定登記後のものである事。

(領収書様式例)

(表面)

No. _____

領 収 書

様

¥ _____

但し、当法人が行う社会福祉事業のための寄附金

所得税法第78条第2項第3号該当
法人税法第37条第2項および第3項第3号該当

年 月 日 上記有難く領収しました。

社会福祉法人
理事長

印

(裏面)

備考

- 1 寄附をした個人は、確定申告によって、次の限度内で所得税の寄附金控除が受けられます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{寄附金額とその年分の所得金額（総所得金額、} \\ \text{退職所得金額および山林所得金額の合計額）の} \\ \text{40\%のいずれか低いほうの金額} \end{array} \right] - 5 \text{ 千円}$$

- 2 寄附をした法人は、確定申告によって次の限度内で法人税の損金算入ができます。

- (1) 一般損金算入限度額（法人税法第37条第2項該当）

$$\left[\begin{array}{l} \text{資本等の金額} \times \frac{2.5}{1,000} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} + \text{当該事業年度の所得金額} \times \frac{2.5}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

上記の一般損金算入限度額は、社会福祉事業を含めあらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

- (2) 社会福祉法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法第37条第3項第3号該当）

社会福祉法人、学校法人等に対する寄附金は、その合計額について、上記(1)の一般損金算入限度額のほかに、これと同額を別枠で損金算入することができます。この場合には、確定申告書に法人税法第37条第3項第3号の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表第14(2)の「寄附金の損金算入に関する明細書」（用紙は税務署にあります。）を添付してください。

- 3 上記(1)と(2)の限度額は、併用することができます。したがって、仮に資本金10億円、当該事業年度の所得3億円の1年決算の会社が社会福祉法人のみに寄附した場合は、(1)または(2)の限度額は、それぞれ500万円ですから、合計1,000万円までの寄附金について損金算入することができます。

なお、法人は、会計経理において、必ず損金経理を実施してください。

- 4 上記の措置を受けるため確定申告に際し、この領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

(別紙3)

年 月 日

函館市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
(ふりがな) 名 称
代表者の氏名 印

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願
登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産
に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することについて、登録免許税法
施行規則第3条第1号の規定により証明くださいますよう申請します。

証明を受けようとする不動産	所 在	地番または家屋番号	地目または建物の種類・構造	地積または床面積	具体的用途

上記不動産に係る登記は、登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することを証明します。

年 月 日

函館市長 印

- 注 1 「所在」, 「地番または家屋番号」, 「地目または建物の種類・構造」および「地積または床面積」の欄は、登記事項証明書の表示事項と同一であること。
2 「具体的用途」の欄には、施設の種別、名称、用途等を記入すること。

(別紙4) ※函館市社会福祉法施行細則別記第4号様式

別記第4号様式(第5条関係)

社会福祉法人定款変更届出書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
(ふ り が な)
 届出者 名 称
 代 表 者 の 氏 名

印

次のとおり社会福祉法人の定款を変更したので、社会福祉法第43条第3項の規定により届け出ます。

	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
定 款 変 更 の 内 容 お よ び 理 由	第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1) 北海道函館市〇〇町〇〇番地所在の〇〇保育園敷地1筆(〇〇平方メートル)	第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。 (1) 北海道函館市〇〇町〇〇番地所在の〇〇保育園敷地1筆(〇〇平方メートル) (2) <u>北海道函館市〇〇町〇〇番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建〇〇保育園園舎一棟(〇〇平方メートル)</u>	年 月 日新築による。

添付書類

社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類

注 内容欄は、変更部分に赤色の下線を引いてください。

※ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

記載事項が多く、この様式によることができない場合は、適宜用紙の枚数を増やすなど、この様式に準じた申請書を作成すること。ただし、この場合でも、用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(添付書類)

- 1 理事会（および評議員会）議事録
次の事項が記載されていること。
 - ・ 開催年月日
 - ・ 開催場所
 - ・ 出席者数（定数）
 - ・ 議案（当該定款変更事項が議案とされているもの）
 - ・ 議案に関する発言内容
 - ・ 議案に関する表決結果
 - ・ 議長および議事録署名人の署名および署名年月日
- 2 変更後の定款
当該変更事項を加えた全文
- 3 当該財産（建物等）の登記事項証明書
- 4 建築に係る収支明細書（別添）
- 5 契約書および支払領収書の写し
- 6 補助金、借入金等の決定書の写し
- 7 自己資金について裏付けとなる書類
- 8 その他必要な書類

基本財産処分承認申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
(名 称)
 代表者の氏名 印

基本財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

基本財産 処分の 内 容	
基本財産を 処分する 理 由	
処分物件	

添付書類

- 1 定款に定める手続きを経たことを証明する書類
- 2 財産目録
- 3 処分物件が不動産の場合にあっては、価格評価書
- 4 その他必要な書類

- 注 1 「基本財産処分の内容」欄には、処分の種類（売却、賃借等）、処分の相手方（買主、借主等）および処分の対価（売買価格、賃貸料等）を記載すること。
- 2 「処分物件」欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造および床面積ならびに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目および地積ならびに申請時における具体的な用途を記載すること。

様式6

基本財産担保提供承認申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 主たる事務所の所在地
(ふ り が な)
 名 称
 代表者の氏名 印

基本財産の担保提供の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

資金借入れ の理由		
借入金で 行う事業 の概要		
資金計画		
担保提供に 係る借入金	借入先	
	借入金額	
	借入期間	
	借入利息	
	償還方法	
	償還計画	
担保物件		

添付書類

- 1 定款に定める手続きを経たことを証明する書類
- 2 財産目録
- 3 償還財源として寄附を予定している場合は、法人と寄附者の間の贈与契約書の写し
- 4 その他必要な書類

- 注 1 「償還計画」の欄には、償還の年次計画を記載するとともに、償還財源を明記すること。
- 2 「担保物件」の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造および床面積ならびに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目および地積ならびに申請時における具体的な用途を記載すること。なお、すでに担保に供している物件を、さらに担保に供するときは、その旨を付記すること。
- 3 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合は、この様式によらないで、適宜申請書を作成すること。

様式7

理事長変更届

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地
(ふ り が な
名 称)
代表者の氏名

印

このことについて、 年 月 日の理事会において、次のとおり、理事長の変更がありましたので、届け出ます。

- 1 新理事長名
- 2 前理事長名
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

添付書類

- 1 変更を証明する理事会議事録（定款において、理事長選任に関し、評議員会の議決または同意を要することとしている場合は、評議員会の議事録も添付すること。）
- 2 新理事長の履歴書
- 3 新理事長の身分証明書
- 4 変更後の法人登記事項証明書

注 施設整備などに関して借入金があり、前理事長がその償還財源の全部もしくは一部を贈与することとなっている場合は、当該償還財源の確保の方法について、理事会等において十分協議され、議事録上、明確となっていること。